令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金交付要領

#### (趣旨)

第1条 本事業は、障害児通所支援事業所において、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るため、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うための補助金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

#### (交付対象)

- 第2条 この補助金は、次に掲げる①~③の事業(以下「補助事業」という。)を交付 対象とする。
  - ①送迎用バスの改修支援事業(以下「①の事業」という。)

事業者が、指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

- ②ICT を活用した子どもの見守り支援事業(以下「②の事業」という。) 事業者が、指定児童発達支援センター又は指定児童発達支援事業所において、ICT を活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。
- ③登降園管理システム支援事業(以下「③の事業」という。)

事業者が、指定児童発達支援センター又は指定児童発達支援事業所において、適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

#### (補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、補助事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

#### (対象装置・機器の選定)

- 第4条 補助事業において導入する装置・機器の選定等に当たっては、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) ①の事業の対象となる安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は 令和5年度末までのリース料を限度とする。
  - (2) ①の事業の対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の2 のとおりとする。
  - (3)①の事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の3のとおりとする。

- (4) ①の事業の安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置する こととし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。
- (5)②の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、 及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対 象外とする。
- (6)②の事業の対象となる機器については、GPSやBLE (Bluetooth Low Energy) により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

#### (対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。なお、①の事業については、令和4年(2022年)9月5日から令和5年(2023年)3月31日の間に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

### (交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める事業区分ごとの基準額に別表の 第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生 じた場合は、これを切り捨てるものとする(①の事業は除く。)。

#### (交付条件)

- 第7条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。
  - (1)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (2)補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の備品については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取崩し又は廃棄をしてはならない。
  - (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完 了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運 用を図らなければならない。
  - (5)補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
  - (6)補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

#### (補助金の交付申請)

- 第8条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、要項第3条の規定にかかわらず、次の各号に定める申請書及び添付書類を、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。
  - (1) 交付申請書 第1号様式
  - (2) 子ども安全安心対策事業事業計画書 第2号様式
- (3) 収支予算書 第3号様式

### (補助金の交付決定)

第9条 知事は、第8条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

### (交付決定の取消)

第10条 知事は、事業者が第7条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により 補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すもの とする。

#### (補助事業の内容等の変更)

- 第11条 事業者は、補助事業の内容の変更(事業に要する経費の減額の場合を除く。) をしようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 変更申請書は、要項第5条第2項の規定にかかわらず、第4号様式によるものとし、 事業変更計画書の様式は、第2号様式を準用するものとする。
- 3 変更申請書には、事業変更計画書のほか、変更後の収支予算書を添えるものとし、 収支予算書の様式は、第3号様式を準用するものとする。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第12条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ第 5号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

#### (実績報告)

- 第13条 事業者は、補助事業が完了したときは、要項第9条の規定にかかわらず、次の各号に定める実績報告書及び添付書類を、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。
  - (1) 実績報告書 第6号様式
  - (2)子ども安全安心対策事業実績報告書 第7号様式
  - (3) 収支精算書 第3号様式
  - (4)補助対象経費に係る領収書及び納品書の写し

#### (雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和5年(2023年)8月22日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

### 別表

1 事業区分	2 基準額	3 補助率
①送迎用バスの改修支援事業	1台あたり175千円までを上限とした実	定額
	費に対する定額補助	
②ICT を活用した子どもの見守り支援事業	1事業所あたり200千円	4/5
の	(1) 地土唯また行われい担人	A / F
③登降園管理システム支援事業	(1)端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円	4 / 5
	(2)端末購入を行う場合、	
	1事業所あたり700千円	

番号年月日

熊本県知事様

住所 (申請者)事業者名 代表者名

令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金交付申請書

令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業を実施したいので、金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金交付要領第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

### 添付書類

- 1 子ども安全安心対策事業 事業計画書 (第2号様式)
- 2 令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業会計収支予 算(精算)書(第3号様式)

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号):
担当者氏名:	連絡先(電話番号):

## 令和5年度(2023年度) 子ども安全安心対策事業「①送迎用バスの改修支援事業」 事業計画書

法人名	0
代表者職名	0
代表者氏名	0
担当者氏名	0
TEL	0
Email	0

### 【1. 施設種別の補助事業実施施設数】※自動計算の為、記入不要

	種別	施設数	設置種別計	設置台数計
児童発達支援セ	公立	0	0	0
ンター	私立	0	0	O
児童発達支援事業所	公立	0	0	0
九里先连又饭争未加	私立	0	0	O
放課後等デイサービ	公立	0	0	0
ス事業所	私立	0	0	O
合計		0	0	0

## 【2. 事業計画の概要】

### (1) 児童発達支援センター

( 1	)、児里光達又抜														
整理番号	施設名	公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出予定 額	寄付金その他の収 入予定額	左打領	国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する車 両の台数 装置を装備する車 両の乗車定員数	装置の認定番号	購入日 (年・月・日)
	$\bigcirc$	(2)	(3)	( <del>4</del> )	(5)	<u>(6)</u>	(7) ((5)-(6))	(8)	9	$\widehat{10}$	(11)	(12)	$\bigcirc$	(15)	<u>(16)</u>
	A児童発達支援セ ンター	私立	社会福祉法人	B市	264, 000	0	264, 000	350, 000	264, 000	264, 000	264, 000	264, 000	2 車両b:8	A-001	令和5年5月1日
1							0		0		0	0			
	か所 0			所在市区町村数 0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	台 0		

### (2) 旧音烝達古採車業所

( 2	)児里免達文援	. ず未川												
整理番号	施設名	公立・ 私立の別	設置主体所在市	区町村名 対象経費 類	支出予定 寄付金その他の収 . 入予定額	左刀似	国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する車 両の台数 装置を装備する 両の乗車定員	う車 数 装置の認定番号	購入日 (年・月・日)
ш. 🧳	$\overline{1}$	2	(3)	( <del>4</del> )	(5) (6)	7 (5)-6)	(8)	9	(10)	(11)	(12)	(13)	$\widehat{14}$	(16)
1						0		0		0	C			
2						0		0		0	C			
3						0		0		0	C			
4						0		0		0	C			
5						0		0		0	C			
	か所 0		所在市[	区町村数   0	0 (	0	0	0	円 0	円 0	()	0 台		

### (3) 放課後等デイサービス事業所

( 0	)	<b>ノーレバ</b> サ	<b>木</b> 川													
整理番号	施設名	公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出予定 額	寄付金その他の収 入予定額		国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する車 装 両の台数 両	置を装備する車 可の乗車定員数	装置の認定番号	購入日 (年・月・日)
ш <b>ў</b>	(1)	2		$\widehat{\mathbf{A}}$	(5)	6	(7) ((5)—(6))	(8)	9	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	<u>(16)</u>
1							0		0		0	C				
2							0		0		0	C				
3							0		0		0	C				
4							0		0		0	C				
5							0		0		0	C				
	か所 0			所在市区町村数 (	0 0	0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	(C	台 0			

## ◆ 記載要領

- 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- ・ 2. ④欄には事業所が所在する市町村名を記載すること。
- ・ 3. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ・ 4. ⑪欄は、⑨欄及び⑩欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ・ 5. ⑫欄は、⑪欄の額(1, 000円未満の端数が生じた場合でも、これを切り捨てず、円単位とする。)を記載すること。
- ・ 6. ⑬欄は、安全装置を設置する送迎用バスの台数を記載すること。
- 7. ⑭欄は、安全装置を設置する送迎用バスの乗車定員を記載すること。なお、送迎用バスを複数所持している場合は、例で示したように、それぞれの乗車定員を記載すること。 ・ 8. ⑮欄は、装置リスト(内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html に掲載)に記載された認定番号を、車両ごとに記載すること。
- 9. ⑩欄は購入日(本調査時において、未購入の場合は、令和5年度末までの予定日)を記入する。
- 10. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 11. 1つの施設で装置が複数種ある場合は、装置の種類毎に記載すること。その場合、①~④は同一の記載とすること。
- ・12. 多機能型事業所については、1~3の順番。数字が小さい事業に集約すること(例:(1)児童発達支援センターと(3)放課後等デイサービスの場合、(0)の事業に集約すること。
  - 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合
    - ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
  - 【(1)児童発達支援センター】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合

⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。

## 令和5年度(2023年度) 子ども安全安心対策事業(②及び③の事業) 事業計画書

法人名	0
代表者職名	0
代表者氏名	0

担当者氏名	0
TEL	0
Email	0

### 「②ICTを活田」た子供の目字り支援事業」

' 🕝 .	1 C 1 6	<u>.1日川 し</u>		兄リリメ仮	(ず木)										
整理 番号	公立・ 私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	対象経費支出予 定額	寄付金その他の 収入予定額	差引額	国庫補助基準額	選定額	(9×4/5)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	導入備品内容 (主な購入物 品)	購入日 (年・月・日)
	1	2	3	4	5	6	7 (5-6)	8	9	(10)	(1)	(12)	① (①×3/4)	14	(15)
1							0		0	0		0	0		
2							0		0	0		0	0		
3							0		0	0		0	0		
4							0		0	0		0	0		
5							0		0	0		0	0		
	か所 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

### (記載上の注意)

- 1. ①欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 5. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 6. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 7. ⑤欄は購入日(本調査時において、未購入の場合は、令和5年度末までの予定日)を記入する。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 9. 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。

- 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合
- 【(1)児童発達支援センター】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- 【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。

⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。

- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。

### 「③啓降園管理システム道入支援事業」

. 6			ノーサス	<b>人</b> 汲											
整理番号	公立・ 私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	対象経費支出予 定額	寄付金その他の 収入予定額	差引額	国庫補助基準額	選定額	(9×4/5)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	導入備品内容 (主な購入物 品)	購入日 (年・月・日)
	1	2	3	4	5	6	7 (5-6)	8	9	(10)	(1)	12	① (①×3/4)	14)	(I
1							0		0	0		0	0		
2							0		0	0		0	0		
3							0		0	0		0	0		
4							0		0	0		0	0		
5							0		0	0		0	0		
	か所 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

## (記載上の注意)

- 1. ①欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 5. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 6. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 7. ⑤欄は購入日(本調査時において、未購入の場合は、令和5年度末までの予定日)を記入する。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 9. 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。
- 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合
- 【(1)児童発達支援センター】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- 【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- ⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。

### 第3号様式

令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業 会計収支予算(精算)書

収入予算(決算)額円支出予算(決算)額円差引額円

### 収入の部

科目	予算(決算)額	摘 要
1 熊本県補助金		
2 自己負担額		
3 その他		
計		

### 支出の部

科目	予算(決算)額	摘 要
1 事業費		
2 その他		
<u> </u>		

 番
 号

 年
 月

 日

熊本県知事

住所 (申請者)事業者名 代表者名

令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金変更申請書

様

年 月 日付け障がい第 号で補助金交付決定通知のあった令和5年度(2023年度)子ども安全安心対策事業補助金を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和5年度(2023年度)子ども安全安心対策事業補助金交付要領第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円(うち前回までの申請額 金 円)

2 変更計画の理由

添付書類 (変更計画の内容に応じて必要な書類を添付すること。)

- 1 子ども安全安心対策事業事業計画書 (第2号様式)
- 2 令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業会計収支予 算(精算)書(第3号様式)

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号):
担当者氏名:	連絡先(電話番号):

 番
 号

 年
 月

 日

熊本県知事様

住所 (申請者)事業者名 代表者名

令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業 中止(廃止)申請書

年 月 日付け障がい第 号で補助金交付決定通知のあった令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金交付要領第12条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) の時期

添付書類(計画の中止(廃止)の内容に応じて必要な書類を添付すること。)

•

•

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号):
担当者氏名:	連絡先(電話番号):

 番
 号

 年
 月

 日

熊本県知事

様

住所 (申請者)事業者名 代表者名

令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け障がい第 号の交付決定通知に基づき、令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業補助金交付要領第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

#### 添付書類

- 1 子ども安全安心対策事業実績報告書(第7号様式)
- 2 令和5年度(2023年度)熊本県子ども安全安心対策事業会計収支予 算(精算)書(第3号様式)
- 3 補助対象経費に係る領収書及び納品書の写し

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号):
担当者氏名:	連絡先(電話番号):

## 令和5年度(2023年度) 子ども安全安心対策事業「①送迎用バスの改修支援事業」 実績報告書

法人名	0
代表者職名	0
代表者氏名	0
担当者氏名	0
TEL	0
Email	0

### 【1. 施設種別の補助事業実施施設数】※自動計算の為、記入不要

	種別	施設数	設置種別計	設置台数計	
児童発達支援セン	公立	0	0	0	
ター	私立	0	U	O	
児童発達支援事業	公立	0	0	0	
所	私立	0	0		
放課後等デイサー	公立	0	0	0	
ビス事業所	私立	0	0	0	
合計		0	0	0	

## 【2. 事業実績の概要】

(	1)	児童発達支援	センター															
整理	里	施設名	公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出額	寄付金その他の 収入額	差引額	国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する 車両の台数	│ 装置を装備する │ 車両の乗車定員   ***	装置の認定番号	購入日 (年・月・日)	
ш,		$\overline{1}$	(2)	(3)	<b>(</b> 4 <b>)</b>	(5)	6	(7) ((5)-(6))	(8)	9	(10)	(11)	(12)	(15	<b>数</b> (	14) (15)		<u>(16)</u>
例)	Aリン	児童発達支援セ /ター	私立	社会福祉法人	B市	264, 000	0	264, 000	350, 000	264, 000	264, 000	264, 000	264, 000	:	2 車両a:6 車両b:8	A-001	令和5年5月1日	
	1							0		0		0	0					
		か所 0			所在市区町村数 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	<u></u>				

### (2) 児童発達支援事業所

( 2	<i>)</i>												
整理番号	施設名 公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出額 寄付金その他の 収入額	差引額	国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	装置を装備する 装置を装備する 車両の台数 車両の会数 数置を装備する 車両の乗車定員 数	装置の認定番号	購入日 (年・月・日)
Ε ,	(1) (2)	(3)	(4)	(5)	(7) ((5)-(6))	(8)	9	(10)	(11)	(12)	$ \begin{array}{ccc} & & & & & \\ \hline & & & & \\ \end{array} $	15	(16)
1					0		0		0	0			
2					0		0		0	0			
3					0		0		0	0			
4					0		0		0	0			
5					0		0		0	0			
	か所 0		所在市区町村数 0	日 日 日 0	0	0	円 0	円	0	0	台 0		

### (3) 放課後等デイサービス事業所

	7	/ <b>2</b> /-	F /N//														-
整理番号	施設名	公立・ 私立の別	設置主体	所在市区町村名	対象経費支出額	寄付金その他の 収入額		国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額 国	庫補助所要額	装置を装備する 車両の台数	装置を装備する 車両の乗車定員 数	装置の認定番号	購入日 (年・月・日)	
	(1)	(2)	(3)	( <del>4</del> )	(5)	(6)	( <del>6</del> ) ( <del>6</del> ) ( <del>6</del> )	(8)	9	$\overline{10}$	$\overline{11}$	(12)	$\widehat{13}$	$\widehat{14}$	$\widehat{15}$		(16)
1							0		0		0	0					
2							0		0		0	0					
3							0		0		0	0					
4							0		0		0	0					
5							0		0		0	0					
	か <u>所</u> 0			所在市区町村数 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	0	円 0	<i>1</i> -				

# ◆ 記載要領

- ・ 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- ・ 2. ④欄には事業所が所在する市町村名を記載すること。
- ・ 3. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。 ・ 4. ⑪欄は、⑨欄及び⑩欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ・ 5.⑫欄は、⑪欄の額(1,000円未満の端数が生じた場合でも、これを切り捨てず、円単位とする。)を記載すること。
- 6. ⑬欄は、安全装置を設置する送迎用バスの台数を記載すること。
- 7. ⑭欄は、安全装置を設置する送迎用バスの乗車定員を記載すること。なお、送迎用バスを複数所持している場合は、例で示したように、それぞれの乗車定員を記載すること。
- ・ 8.⑮欄は、装置リスト(内閣府ホームページ https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html に掲載)に記載された認定番号を、車両ごとに記載すること。
- 9. ⑯欄は購入日を記入する。
- 10. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- ・ 11. 1 つの施設で装置が複数種ある場合は、装置の種類毎に記載すること。その場合、①~④は同一の記載とすること。
- ・ 12. 多機能型事業所については、1~3の順番。数字が小さい事業に集約すること(例: (1) 児童発達支援センターと (3) 放課後等デイサービスの場合、 (0) の事業に集約すること。 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
  - 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- 【(1)児童発達支援センター】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。

## 令和5年度(2023年度) 子ども安全安心対策事業(②及び③の事業) 実績報告書

法人名	0
代表者職名	0
代表者氏名	0

担当者氏名	0
TEL	0
Email	0

### 「②ICTを活用した子供の見守り支援事業」

整理番号	公立・ 私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	対象経費支出額	寄付金その他の 収入額	差引額	国庫補助基準額	選定額	(9×4/5)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	導入備品内容 (主な購入物 品)	購入日 (年・月・日)
	1	2	3	4	5	6	7 (5-6)	8	9	(10)	(1)	12	① (①×3/4)	<u>(14)</u>	15
1							0		0	0		0	0		
2							0		0	0		0	0		
3							0		0	0		0	0		
4							0		0	0		0	0		
5							0		0	0		0	0		
	か所 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

### (記載上の注意)

- 1. ①欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 5. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 6. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 7. ⑮欄は購入を記入する。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 9. 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。
- 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
- 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合
- 【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- 【(1)児童発達支援センター】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。

### 「② 及路周祭押シュテム道 1 古経車業」

「⑤兌牌風官性ング)ム等八文伎争来」															
整理番号	公立・ 私立の別	施設種別	設置主体	施設名称	対象経費支出額	寄付金その他の 収入額	差引額	国庫補助基準額	選定額	(9×4/5)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	導入備品内容 (主な購入物 品)	購入日 (年・月・日)
	1	2	3	4	5	6	7 (5-6)	8	9	10	(1)	12	$(13)$ $(12 \times 3 / 4)$	14)	15
1							0		0	0		0	0		
2							0		0	0		0	0		
3							0		0	0		0	0		
4							0		0	0		0	0		
5							0		0	0		0	0		
	か所 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

## (記載上の注意)

- 1. ①欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ⑨欄は、⑦欄及び⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 5. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 6. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 7. 15欄は購入日を記入する。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。
- 9. 多機能型事業所については、次の通り1つの事業に集約すること。
  - 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。
  - 【(1)児童発達支援センター】と【(2)児童発達支援事業所】の多機能型の場合
  - 【(1)児童発達支援センター】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合 【(2)児童発達支援事業所】と【(3)放課後等デイサービス事業所】の多機能型の場合
- - ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。 ⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。

⇒【(1)児童発達支援センター】に集約する。

⇒【(2)児童発達支援事業所】に集約する。